

インターネット上の違法・有害情報を巡るEUの動向 － Online Harms White Paper について －

2021年3月17日



株式会社三菱総合研究所
デジタル・イノベーション本部

目次

I. 概要・経緯・パブコメに対する政府の対応のサマリー	2
1. Online Harms White Paper 全体概要	3
2. Online Harms White Paper これまでの経緯と今後の予定	4
3. パブコメに対する政府の対応のサマリー	5
 II. パブコメに対する政府の対応の具体的内容	 13
A 適用サービスの範囲	14
B 有害コンテンツ・行為の対象	18
C 企業の義務	22
D 規制当局	28
E 技術や教育による解決策	39

I . 概要・経緯・パブコメに対する政府の対応のサマリー

1. Online Harms White Paper 全体概要

- デジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)と内務省が共同で作成し、公表2019年4月8日)。英国における安全なネット環境の確保を目的とした将来の政府の対策を明示している。

背景・目的

- 2017年に発表されたインターネット安全戦略（グリーンペーパー）では、オンライン上の有害なコンテンツや行動に対抗するための自主的アプローチに焦点を当てたが、現状の活動内容では、**英国市民をオンラインで保護するための適切な又は一貫した措置には至っていない**と考えられている。
- そのため、法定の注意義務や行動規範などの規制の追加や透明性の報告が提起されるべきであるというグリーンペーパーを踏まえ、政府の見解を強化し、**一貫した単一の規制の枠組の中で、オンライン上の有害な行動やコンテンツに取り組む必要がある**。

提言のポイント

- プラットフォーマーなどの**オンライン企業による自主規制に依存せず、政府が規制（注意義務の設定など）を行い、当該規制が守られているかを監視する独立機関を設置する**といった**新たな規制の枠組**を示す。
- 今回の枠組は、「自主規制の時代が終わった」ことを示すなどとも言及されている。主なポイントは以下のとおり。

法定の注意義務の設定

- 政府は、ユーザーを安全に保ち、サービスに対する違法で有害な行為などに対処するための合理的な措置を講じるために、**新しい法定の注意義務を策定する**。注意義務は、ユーザーの安全性に対する企業の責任を高め、オンライン上の有害コンテンツ・行為に対処することを求めるものである。
- **プラットフォームは、当該注意義務を遵守**することが求められる。

独立した規制機関の設置

- 政府は、**プラットフォームに課した注意義務が遵守されているかを監視・評価するために、独立規制機関を設置**。
- 独立した規制機関は、注意義務などに違反したプラットフォームに対して罰則や罰金を課すなどの**執行権限を持つ**。

注意義務を果たす行動規範の作成

- 規制機関は、設定された注意義務の履行・遵守方法を概説したものを**行動規範として作成**し、提示する。
- **プラットフォームがこれらの行動規範に規定されているガイドラインに従うことが強く期待される**。従わない場合、自社の代替アプローチがどの程度効果的に同等以上の影響をもたらすかを説明し、正当化する必要がある。

自主規制を超えた
新しい規制の
枠組

主な反応

- 本白書は、フェイクニュース及び虚偽情報など、定義が曖昧な有害なものまで対象としている。問題なのは、規制機関は、違法ではないが有害であると考えられるコンテンツについてどのように規制を行うのか等、多くの課題が解決されていない。（BBCオンラインニュース）
- 政府は有害の防御と個人の基本的な権利のバランスをどのように保つか明確にすべき。（techUK）

2. Online Harms White Paper これまでの経緯と今後の予定

- 2020年12月15日にパブコメ結果への政府の完全な対応が公表された。
- Online Harms White Paper 及びパブコメの結果への対応を踏まえた規制を実装する法律として、2021年に、オンライン安全法案(Online Safety Bill)が公表される予定。

年月	出来事
2019年4月8日	● Online Harms White Paper をデジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)と内務省が共同で作成し、公表
～2019年7月1日	●White Paperに対するパブリックコメント期間
2019年10月	●マルチステークホルダーを含む透明性ワーキンググループを立ち上げ
2020年2月12日	●パブリックコメントに対する政府の初期対応(Initial Government Response)を公表
12月15日	● パブリックコメントに対する政府の完全な対応(Full Government Response*)を公表 →次ページ以降で詳細を説明 ●児童の性的搾取や虐待、テロ行為に関する暫定的な行動規範を公表 ●透明性ワーキンググループの成果 (The government report on transparency reporting in relation to online harms)を公表
2021 年内	● オンライン安全法案(Online Safety Bill)を公表予定

*<https://www.gov.uk/government/consultations/online-harms-white-paper/outcome/online-harms-white-paper-full-government-response>

3. パブコメに対する政府の対応のサマリー 全体概要

- 白書で示された枠組み（自主規制を超えた規制、違法ではないが有害なコンテンツも規制）を維持しつつ、**サービスの規模等に応じた段階的な規制とすることが示された。**
- 新設も検討されていた執行機関について、**既存機関（OFCOM）がその役割を担う方針が示された。**

対象とするサービス

- 世界のどこに拠点を置いているかにかかわらず、**英国のユーザーに以下のサービスを提供する企業に適用**（変更なし）
 - ① 国内のユーザーがアクセス可能なユーザー生成コンテンツをホストするサービス（検索エンジン含む）
 - ② 1人以上の英国内サービス利用者の間で、公私のオンライン上での交流を促進するサービス

対象とする害の範囲

- 違法なコンテンツだけでなく、違法ではないが有害なコンテンツも規制。（変更なし）
- ただし、具体的な有害なコンテンツ・行為は示さず、**有害なコンテンツや活動の一般的な定義を定める。**
- 具体的には、オンライン上のコンテンツ・行為が、**個人の身体的または心理的に重大な悪影響を及ぼすと合理的に予見可能なリスクを生じさせる場合には、有害とみなされ、それゆえに制度の適用範囲に含まれるべきと規定。**
- **上記に該当する誤情報・偽情報も範囲に含むと規定。**

段階的規制

- 政府は、どのようなアプローチも、「リスクのレベル」と「企業の、害に対処する能力」に比例しなければならないことを認識し、**低リスクのサービスに対する免除を導入**
（例：企業及びその製品やサービス、または会社が公開するコンテンツに直接関連する、会社のWebサイトでのユーザーによるレビューやコメントは範囲外 等）
- **リスクが高くリーチ力のある少数のサービスをカテゴリー 1 と分類し、当該サービスを提供する企業の規制を強化する。**
 - 違法ではないが、成人にとって害を与えるコンテンツ・行為への対応
 - 透明性レポートの発行

独立した執行機関

- **執行機関は新設せず、OFCOMがその役割を担う。**

3. パブコメに対する政府の対応のサマリー A/B サービス・害の範囲

項目	内容
A-1 適用サービスの 範囲	● 世界のどこに拠点を置いているかにかかわらず、英国のユーザーに以下のサービスを提供する企業に適用 ① 国内のユーザーがアクセス可能なユーザー生成コンテンツをホストするサービス（検索エンジン含む） ② 1人以上の英国内サービス利用者の中で、公私のオンライン上での交流を促進するサービス ● ユーザーがより高度なプライバシーを期待するサービス（オンラインのインスタントメッセージングサービスやクローズドなソーシャルメディアグループ）などにも適用
A-2 除外されるサー ビス	● オンライン活動を可能にするために機能的な役割を果たすサービス（例：インターネット・サービス・プロバイダー） ● 企業が内部で利用するサービス ● 機能が限定された低リスクなもの（例えば、自社サイトにおける自社の商品やサービスのレビュー） ● 報道機関が自社サイト（新聞社や放送局のウェブサイトなど）で公開しているコンテンツ及びそのコンテンツに対するユーザーのコメント
B 害の定義	● 有害なコンテンツと行為の一般的な定義を定める ● 利用者に最大のリスクをもたらす有害コンテンツの優先カテゴリーを限定的に設定し、二次立法で規定 ● 個人に重大な被害をもたらす可能性のある偽情報や誤情報は、注意義務の範囲内

※項目の番号は12ページ以降の見出しの番号と対応

3. パブコメに対する政府の対応のサマリー B 有害コンテンツ・行為の対象

- 法律では**有害なコンテンツや活動の一般的な定義を定める**。
- オンライン上のコンテンツ・行為が、**個人の身体的または心理的に重大な悪影響を及ぼすと合理的に予見可能なリスクを生じさせる場合には、有害とみなされ、それゆえに制度の適用範囲に含まれるべきと規定する**
- 企業は、合理的に予見可能な危害のリスクをもたらさない、あるいはユーザーや他の人への影響が軽微なコンテンツや活動に対処する必要はない。
- 組織への危害は、この制度の対象とはならない。
- 利用者に最大のリスクをもたらす有害コンテンツの優先カテゴリー（下表を含む予定）が、二次立法で規定される。

パブコメに対する政府の対応で示された有害コンテンツ・行為のカテゴリー

i 違法なコンテンツ・行為 (content and activity on their services: that which is illegal)	ii 子供に有害なコンテンツ・行為 (content and activity on their services : that which is harmful to children)	iii 合法だが成人に害を与うるコンテンツ・行為 (content and activity on their services : that which is legal when accessed by adults but which may be harmful to them)
刑法に違反するもの ・児童の性的搾取及び虐待 ・テロリズム、ヘイトクライム ・違法薬物・武器の売買	・ポルノ ・暴力的なコンテンツ・行為	・自殺、自傷行為の助長 ・犯罪まで至らないネットリンチ ・摂食障害の助長

3. パブコメに対する政府の対応のサマリー C 企業の義務

項目	内容																		
C-1 企業の注意義務と規制の枠組みの原則	● 企業はユーザーに対する注意義務（違法なコンテンツやオンライン上の活動の拡散を防ぎ、サービスを利用者が有害なコンテンツにさらされないようにする義務）を負う ● 企業は有害なコンテンツや行動に対する処置として宣言したことについて、遂行責任を負う ● 企業はサービス上の個人への危害リスクを理解し、ユーザーの安全性を向上させるシステムとプロセスを導入する必要がある。 ● 規制当局は、企業が注意義務を遵守しているかどうかを監督し、強制する。 ● 企業と規制当局は、一連の原則に沿って行動する必要がある。これらには、利用者の安全性の向上、子供の保護、公平性の確保が含まれる。（詳細は付属書Aに記載） ● 対象となる企業は、利用者のプライバシーへの影響を考慮し、企業のシステムやプロセスが利用者のプライバシーにどのような影響を与えるかを利用者が理解できるようにする必要がある。																		
C-2 段階的規制	● サービスはカテゴリーに分類され、提供するサービスのカテゴリーに応じて企業に異なる規制が課される <table><tr><th rowspan="2">カテゴリー</th><th rowspan="2">カテゴリーの概要</th><th colspan="3">措置をとる必要があるコンテンツの種別</th></tr><tr><th>①違法</th><th>②合法だが子供に有害</th><th>③合法だが成人に有害</th></tr><tr><td>カテゴリー 1</td><td>リスクが高くリーチ力のある少数のサービス</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>カテゴリー2</td><td>大部分のサービス</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr></table> ○：注意義務有、×：注意義務なし	カテゴリー	カテゴリーの概要	措置をとる必要があるコンテンツの種別			①違法	②合法だが子供に有害	③合法だが成人に有害	カテゴリー 1	リスクが高くリーチ力のある少数のサービス	○	○	○	カテゴリー2	大部分のサービス	○	○	×
カテゴリー	カテゴリーの概要			措置をとる必要があるコンテンツの種別															
		①違法	②合法だが子供に有害	③合法だが成人に有害															
カテゴリー 1	リスクが高くリーチ力のある少数のサービス	○	○	○															
カテゴリー2	大部分のサービス	○	○	×															
C-3 企業に対する追加義務	● 対象となるすべての企業は、注意義務以外にも多くの追加的な義務を負う。(ユーザーが有害なコンテンツや活動を報告したり、コンテンツの削除を訴えることができる仕組みを提供することを含む) ● カテゴリー1のサービスを提供するすべての企業は、サービスにおけるオンライン上の被害への対策措置についての情報を含む透明性レポートを公表することが求められる ● DCMS大臣は、必要に応じて、透明性レポートの発行を義務付けられる企業の範囲を、カテゴリー1のサービスを提供する企業以外にも拡大する権限を持つ。																		
C-4 行動規範	● 企業は規制当局が発行する行動規範を遵守するか、あるいは代替的なアプローチが同等に効果的であることを規制当局に示す必要がある。																		

3. パブコメに対する政府の対応のサマリー C 企業の義務 透明性レポート

透明性レポート の作成

- **カテゴリ 1 サービスを提供する企業に**、当該サービスにおけるオンライン上の被害に取り組む措置についての情報を含む**透明性レポートの発行を義務付け**
- DCMS大臣は、透明性報告書の発行を義務付ける企業の範囲を、カテゴリ1の企業に限らず、拡大する権限を持つ
- 透明性の報告要件は企業の種類によって異なるため、Ofcom は、企業が報告書に含める必要がある情報を決定する際に、企業のリソースとキャパシティ、サービスの種類、利用者を考慮し、決定する
- Ofcomは、**企業が作成した報告書から得られた主要な知見や洞察を取りまとめ、ベストプラクティスを含めて独自の年次報告書を作成する責任を負う**

透明性レポートに 記載する情報

政府が設置した透明性ワーキンググループの議論を踏まえ、以下の情報を記載することを推奨

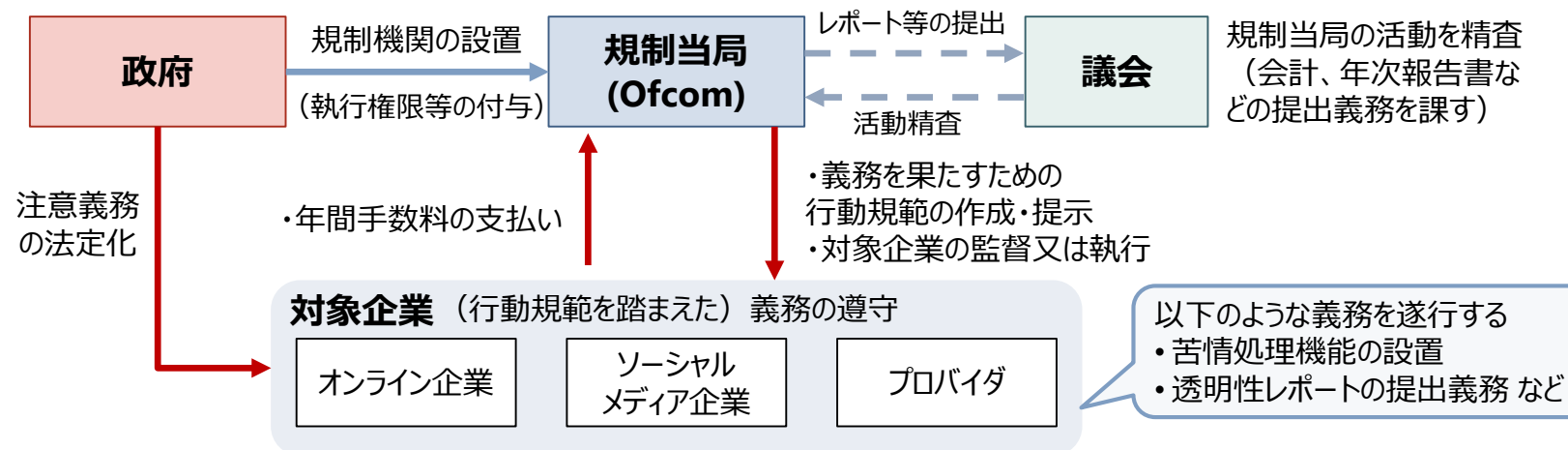
- 規制当局の行動規範を反映した、会社独自の関連条件の実施に関する情報
- 有害なコンテンツや行為を報告するために会社が実施しているプロセス、報告を受けた件数、およびその結果として取られた措置についての情報
- 違法・有害なコンテンツや活動に対処するためのプロセスやツールについての情報
- コンテンツの削除、アカウントのブロックや削除の決定が十分に根拠のあるものであること
 - 特に自動化されたツールが使用されている場合には、利用者に効果的な異議申し立て手段を提供していることを確認し、基本的な権利を維持・保護するための措置と保護措置についての情報を提供
- 英国の法執行機関やその他の関連政府機関、規制機関、公的機関との協力の証拠に関する情報
- 市民社会や中小企業等との連携を含めたユーザー教育・啓発支援やユーザーのメディアリテラシー強化施策の説明
- 有害なコンテンツや活動を管理するためのツールの説明
- オンラインサービスの設計、開発、更新の段階で、リスクを評価するために実施しているプロセスと手順についての情報
- プラットフォームに子供がアクセスする可能性がある場合、子供へより高いレベルの保護を提供することを含め、企業がオンライン被害に取り組み、オンライン被害の枠組みの下での義務を果たすために取っているその他の措置についての情報

3. パブコメに対する政府の対応のサマリー D 規制機関

項目	内容
D-1 規制機関	● Ofcom が独立した規制当局となる ● Ofcom は、規制の運用費用を業界の手数料から賄う。グローバルでの収益が閾値以上の企業のみが、料金の支払いを要求される（大部分の企業が手数料の支払いを免除される）
D-2 規制機関の機能	● Ofcom の主な義務は、オンラインサービスの利用者（および他者の利用によって直接影響を受ける可能性のある非利用者）の安全性を向上させること ● Ofcom は技術革新に配慮する法的義務を負う ● Ofcom は、コンプライアンス違反に対処するための強力な執行手段（最大1,800万ポンドまたは世界の年間売上高の10%のいずれか高い方の罰金を科す 等）を持つ。 Ofcomは、対象企業に対して、事業中断措置を含む強制措置を取ることを検討できる ● 政府は、Ofcomの要求に従わなかった場合、企業の上級管理職に対する刑事制裁措置を導入する権利を留保する ● Ofcomは執行に際して（害の大きさや企業の大きさに）比例したアプローチをとる ● 政府は、企業が利用可能な上訴ルート（Ofcomに対して不服がある場合の申し立て手段）を確立する ● 政府は、制度を評価し続け、必要に応じて、制度が首尾一貫しており、合理化されていることを確認するための措置を講じる
D-3 行動規範	● Ofcom は、企業が注意義務を果たすために採用すべきシステムやプロセスの概要を示す行動規範を発行する ● 政府は、法律で行動規範の目標を設定する ● Ofcomは行動規範について協議する義務を負い、すべての企業がその責任を理解し、果たせるように支援しなければならない Ofcom は各行動規範の経済的影響評価を公表しなければならない、不当な規制上の負担を避けるために、中小企業に与える影響を評価する特別な義務を負う ● 政府は、テロリズムと児童の性的搾取と虐待に関する暫定の行動規範（自主的で拘束力がない）を公表済 ● Ofcom は、企業がどのようにして行動規範の中で注意義務を果たすことができるのか、プライベートなコミュニケーションでどのような措置が適切であると思われるかを含めて、方法を規定する（匿名の大人が子供に接触する能力を制限する 等）
D-4 自動化ツールの利用義務付け	● Ofcomは、プライベートチャンネルを含むサービス上の違法な児童性的搾取・虐待コンテンツや活動を特定するために、精度の高い自動化技術を使用することを企業に義務付ける権限を持つ。（テロリストコンテンツについてはパブリックチャンネル上でのみ使用を義務付けることが可能） ● Ofcomは、ツールの正確性について政府に助言し、特定の企業にツールの使用を義務付けるべきかどうかについて決定する。 ただし、Ofcomが権限を行使する前に、十分に正確なツールが存在する根拠を示し、大臣の承認を得る必要がある

※項目の番号は12ページ以降の見出しの番号と対応

3. パブコメに対する政府の対応のサマリー D 規制機関 規制機関の機能



規制当局の機能と義務

- 企業が注意義務を果たすために何をすべきか、**行動規範等を通じて定めること**
- **透明性、信頼性、説明責任の枠組み**の確立
- オンライン上での有害なコンテンツや活動、権利侵害、または企業が注意義務を果たさなかった場合に、**ユーザーが懸念を報告し、救済を求めるための効果的で利用しやすい仕組みを、すべての対象範囲内の企業に求めること**
- 規制措置は規制の枠組みの原則（附属書A、下記）に沿って実施されるべきとされる

項目	方針
ユーザーの安全性の向上	個人への被害を考慮したリスクベースのアプローチをとる
子供の保護	子供が利用するサービスには、より高いレベルの保護が求められる
透明性と説明責任	被害の発生と対応に関するユーザーの意識を向上する
プロイノベーション	イノベーションを促進し業務負担を軽減する
比例	被害の深刻度と利用可能な資源に比例して行動する
オンラインでの利用者の権利保護	表現の自由とプライバシーの権利を含む
システムとプロセス	個々のコンテンツに焦点を当てるのではなく、システムとプロセスのアプローチを取る

3. パブコメに対する政府の対応のサマリー E 技術や教育による解決策

項目	内容
E-1 Safety Tech	● 政府は、有害なコンテンツを迅速かつ正確に特定するためにAIを使用するなど、オンラインでのユーザーの安全性を向上させるための技術の重要な役割を認識 ● 政府は、今後もこの分野への投資を続けていく予定であり、企業が規制に準拠するための支援を行うとともに、英国のより広い経済成長を促進するためにも、この分野への投資を続ける
E-2 Safety by Design/ メディアリテラシー	● 企業がどのようにしてより安全なオンライン製品やサービスを設計することができるかについて、明確な原則と実践的なガイドラインを提示する ● 政府、Ofcom、産業界はまた、オンラインメディアリテラシー戦略の発表を皮切りに、オンラインで自分自身や他の人を安全に保つために必要なスキルをユーザーに身につけさせるための取り組み推進 ● これは、Ofcom の既存のメディア・リテラシー活動をベースにしたものである。政府とOfcomは、この一環として、サービスデザインとメディアリテラシーの関連性を検討
次のステップ	● 本文書で概説されている規制の枠組みを発効させるオンライン安全法案は、2021年に完成予定 ● 政府は、必要に応じて、オンライン安全法案を通じて、法律委員会の最終的な勧告を実施することを検討 ● 新しい規制の枠組みに対して、デジタル、文化、メディア、スポーツ担当の国務長官は、施行後 2～5 年後に制度の有効性をレビューする予定 ● 政府は、レビューと変更が必要かどうかについて報告書を作成し、議会に諮る ● 議会は、報告書について議論する機会を持つ

※項目の番号は12ページ以降の見出しの番号と対応

Ⅱ．パブコメに対する政府の対応の具体的内容

A 適用サービスの範囲

A-1 適用サービスの範囲

- 以下のサービスを提供する企業を規制することが想定されている。

適用サービスの範囲

以下の条件のいずれかまたは両方に該当するサービス

- ① 英国のユーザーがアクセスできるユーザー生成コンテンツ(User-generated content*)をホストする
- ② パブリックまたはプライベートのオンラインでのユーザー間（1人以上が英国に存在）のインタラクション(User interaction**)を促進する

適用されるサービスの例

- ソーシャルメディアサービス（クローズドソーシャルメディアグループを含む）
- コンシューマークラウドストレージサイト
- ビデオ共有プラットフォーム
- オンラインフォーラム
- 出会い系サービス
- オンラインインスタントメッセージングサービス
- ピアツーピアサービス
- オンラインの他のユーザーとの対話を可能にするビデオゲーム
- オンラインマーケットプレイス
- 検索エンジン

*ユーザー生成コンテンツ(User-generated content)：

- オンラインサービスのユーザーが制作、宣伝、生成、または共有するデジタルコンテンツ（テキスト、画像、音声を含む）。
- 有料、無料、期間限定、恒久的なものすべてを含み、オリジナルの制作者以外の人アクセス、閲覧、消費、共有する可能性があるもの。

**ユーザー間のインタラクション（User interaction）：

- ユーザーが作成したコンテンツを促進する可能性のあるサービスユーザー間の公私のオンライン上でのやりとり
- 相互作用は1対1または1対多であり、テキスト、画像、音声以外の手段を使用することがあります。

いずれの場合も、ユーザー(User)は、第三者のオンラインサービスにコンテンツを掲載する個人、企業、または組織（民間または公共）を指す。ユーザーはサービスの会員、購読者、または訪問者であり、コンテンツを生成したり、直接、または仲介者(自動化ツールやボット等)を介して交流する。

A-2 除外されるサービスの範囲

- 以下のサービスについては法案の対象から除外することを定めている。

除外されるサービスと例

企業間/企業内で利用するサービス	● イン트라ネット ● 顧客関係管理システム ● エンタープライズクラウドストレージ ● 生産性ツール ● エンタープライズ会議ソフトウェア ● エンタープライズプライベートネットワーク
オンラインアクティビティを可能にする機能的な役割を果たすサービス	● インターネットサービスプロバイダー ● 仮想プライベートネットワーク ● ブラウザー ● Webホスティング会社 ● コンテンツ配信サービスプロバイダー ● デバイスメーカー ● アプリストア ● セキュリティソフトウェア
教育機関が管理するオンラインサービス	● OB/OGのフォーラム
メールと電話	● 電子メール通信 ● 音声のみの通話 ● SMS / MMS

ジャーナリスティックなコンテンツ

- ユーザーが作成したコンテンツではないため、対象外
- 報道機関等のサイト上にあるユーザーコメントは、明示的に適用範囲から除外
- 対象内のサービス（SNS等）で共有されるジャーナリスティック・コンテンツに対しては、法案に強固な保護を盛り込む予定

低リスクな機能の免除

- デジタルコンテンツに対するユーザーのコメントは、サービスによって直接公開されたコンテンツに関連している場合は免除
 - 企業が直接提供する製品やサービスに関するレビューやコメント
 - 記事やブログへの閾値以下のコメント
- テクノロジーやユーザーの行動の進化により上記以外のサービス（の機能）の危害が排除される場合、その証拠があれば、DCMSの大臣がそれらの機能を免除することができる

A 適用サービスの範囲 パブコメ結果

- パブコメの結果、低リスクサービスに対する免除や、ジャーナリスティックなコンテンツの除外が追加された。

論点	項目	内容
範囲内のサービス	白書	● ユーザーがユーザー生成コンテンツを共有または発見したり、オンラインで相互にやり取りしたりすることを可能または促進するサービスを提供する企業に適用(検索エンジンを含む)
	パブコメ結果	● 上記に幅広い支持 ● 多くの関係者は、範囲内の企業を明確にする必要があると表明 ● 企業間サービスは危害のリスクが低いため、これらのサービスを除外する要請
	政府の当初の対応	● 英国の企業のごく一部(5%未満と推定)のみが規制の枠組みの範囲内に入る可能性が高いことを確認 ● 企業間サービスは規制の範囲外になることを確認
	最終的な政策方針	● 政府は、白書で示した規制範囲を維持 ● 政府は、どのようなアプローチも、「リスクのレベル」と「企業の、害に対処する能力」に比例しなければならないことを認識し、低リスクのサービスに対する免除を導入 (例：企業及びその製品やサービス、または会社が公開するコンテンツに直接関連する、会社のWebサイトでのユーザーによるレビューやコメントは範囲外 等)
ジャーナリズム	白書	● 規制の枠組みの中で表現の自由を保護することを約束 ● 法律におけるメディアの自由の保護への取り組みを再確認
	パブコメ結果	● 表現の自由を保護し、情報にアクセスする一般市民の能力に悪影響を与えたり、質の高いニュースメディアを損なわないよう、ジャーナリズムコンテンツを範囲から除外する要請
	最終的な政策方針	● ニュースWebサイトが独自のサイトで作成および公開したコンテンツと記事、およびこれらのサイトで公開された閾値以下のコメントは規制の対象外 ● メディアの自由を保護するため、法律には、範囲内のサービスで共有されるジャーナリズムコンテンツの強力な保護を含む ● 政府は、これらの提案を作成するために、さまざまな利害関係者と引き続き協議

B 有害コンテンツ・行為の対象

B 有害コンテンツ・行為の対象

対象とする有害コンテンツと行為

- 法律では**有害なコンテンツや活動の一般的な定義を定める**
- オンライン上のコンテンツや活動が、**個人の身体的または心理的に重大な悪影響を及ぼすと合理的に予見可能なリスクを生じさせる場合には、有害とみなされ、それゆえに制度の適用範囲に含まれるべきと規定する**
- 企業は、合理的に予見可能な危害のリスクをもたらさない、あるいはユーザーや他の人への影響が軽微なコンテンツや活動に対処する必要はない。
- 組織への危害は、この制度の対象とはならない。

有害コンテンツの カテゴリー

利用者に最大のリスクをもたらす有害コンテンツの優先カテゴリー（以下を含む）は、二次立法で規定される。

- 刑事犯罪（児童の性的搾取や虐待、テロリズム、憎悪犯罪、違法薬物や武器の販売を含む）
- 児童に影響を与える有害コンテンツや行為（ポルノや暴力的なコンテンツ等）
- 成人がアクセスする場合合法だが、成人にも有害な可能性のある有害コンテンツや行為（例：虐待や摂食障害、自傷行為や自殺に関するコンテンツ等）

除外される被害

既に他に政府の取り組みが存在するもの（以下は例）については、対象から除外される。

- 知的財産権の侵害に起因する危害
- データ保護法違反に起因する被害
- 詐欺による被害
- 消費者保護法違反による被害
- サイバーセキュリティ侵害やハッキングによる被害
- ダークウェブを通じ発生する被害

偽情報と誤情報

- **個人に重大な身体的または心理的危険をもたらす可能性のある偽情報や誤情報は、合法なものでも規制対象**
例：予防接種の回避など、確立された医療上のアドバイスに反することを示唆する偽情報や誤情報
個人に対する直接的な被害を扇動する偽情報や誤情報
- 子供がアクセスする可能性のあるサービスを提供する企業は、子供にとって有害な可能性のある偽情報や誤情報から子供を保護する措置を講じる必要がある
- **規制当局は、公共の安全、公衆衛生、国家安全保障に重大な脅威をもたらす偽情報や誤情報に対して、以下の権限を持つ**
 - ユーザーの意識を高め、偽情報や誤情報に対する回復力を高めるための措置を講じること
 - 企業が講じている措置を報告するよう、企業に要求すること
- 規制当局は、偽情報や誤情報に関する専門家ワーキンググループを設置することを要求される

B 有害コンテンツ・行為の対象 パブコメ結果

論点	項目	内容
害の定義	白書	● 規制対象となる有害コンテンツ・行為の初期リストを示したものの、網羅的でも固定的でもない ● 静的なリストは、新しい形態のオンライン被害に対処するための迅速な規制措置を妨げる可能性 ● 害に対する既存の政府の取り組みがある場合には、適用範囲から除外
	パブコメ結果	● サービスと被害の両方の範囲の広さについて、より詳細な情報を求める ● 表現の自由の担保と子供の保護に焦点を当てることを求める ● オンライン上の害の、教育と国民の意識を高めるために、さらなる作業が行われるべき
	最終的な政策方針	● 有害なコンテンツ・活動の一般的な定義を制度の範囲内で設定 ● 有害コンテンツの優先カテゴリーは、限られた数だけ二次立法で定める ● 重複規制を避けるためにいくつかの有害コンテンツのカテゴリーは明示的に除外
オンライン詐欺と安全でない商品の販売	白書	● オンライン詐欺や安全でない商品の販売等、個人の経済的・金融的な被害が対象となるか見解無し
	パブコメ結果	● 多くの組織が、経済的な被害は重大な心理的被害につながる可能性があるため、適用範囲に含めるべきと主張 ● 規制枠組の範囲が広すぎるため、これ以上の拡大は企業に不釣り合いな負担を強いることになるという声もあり
	最終的な政策方針	● オンライン詐欺は他の取り組みで対処できるため、本法律では企業のオンライン詐欺への対処を義務付けない ● 政府は業界、規制当局、消費者団体と緊密に協力して、追加の立法的小および非立法的小な解決策を検討
偽情報と誤情報	白書	● 偽情報と誤情報にどのように対処するかについての明確な見解は無し ● 偽情報は、個人と社会の両方に有害である可能性があるため有害コンテンツ・行為の初期リストに含む
	パブコメ結果	● 様々な利害関係者が、表現の自由への影響を考慮し、偽情報や誤情報を規制の範囲に含めることに懸念表明 ● 多くの利害関係者は、偽情報や誤情報が個々の利用者にもたらす脅威や、公共の安全、国家安全保障、地域社会の結束への潜在的なより広範な影響を懸念
	最終的な政策方針	● 企業は、個人に重大な被害があると合理的に予見可能なリスクをもたらす偽情報や誤情報に対処が必要 ● 法案では偽情報や誤情報への取り組みを促進する追加規定を導入 ➢ 偽情報と誤情報に関する専門家ワーキンググループの設立 ➢ 企業が偽情報にどう対処するかに関する透明性を向上させる措置 ● 規制当局は公共の安全、公衆衛生、国家安全保障に重大な脅威をもたらす偽情報や誤情報に対し行動を起こす権限を持つ

[参考] Online Harms White Paper 有害コンテンツ・行為の対象

- 個人及び社会への影響とその普及率に基づき、規制対象となる有害コンテンツ・行為の**初期リスト**を作成。
- 一方で他の活動との重複を避けるために、以下の有害コンテンツ・行為は規制の対象範囲からは除外される。なお、競争市場庁による消費者保護法の執行対象、オンラインポルノなどの違法情報やGDPRの規制対象なども除外されている。
 - 組織が被る有害行為：競争法や知的財産権侵害、詐欺行為における多くの事例
 - 侵入による苦痛、不正処理による損害及び財務上の損失を含む、データ保護法違反により直接発生した個人の損害
 - サイバーセキュリティやハッキングによって個人が被る有害行為
 - ダークウェブ上の犯罪行為（個人が被害を被るすべての害について）

白書で対象とするオンラインの有害コンテンツと行為の初期リスト

(※2019年4月に公表された「白書」には記載されていたが、2020年12月に公表された「政府の対応」では有害コンテンツ・行為の定義が変更され、このリストとは異なる)

有害だと明確に定義されるもの	有害とあまり明確に判断できないもの*	未成年の法的なコンテンツへの接触
・児童の性的搾取及び虐待 ・テロリストの内容及活動 ・組織的な移民・入国犯罪 ・現代の奴隷所有 ・過激なポルノ、リベンジポルノ ・嫌がらせとサイバーストーカー ・ヘイトクライム ・自殺の助長又は支援 ・暴力の煽動 ・（オープンインターネット上での）薬物や武器などの違法な商品/サービスの販売 ・刑務所から違法にアップロードされたコンテンツ ・18歳未満の猥褻な画像の送信（18歳未満の子供及び若者たちの下品な若しくは性的な画像の作成、所有、複製又は配布）	・ネット上のいじめと荒らし ・過激派コンテンツとアクティビティ ・強制的・威圧的な行動 ・脅迫 ・偽情報（Disinformation） ・暴力的なコンテンツ ・自傷行為の支持 ・女性器切除（FGM）の推奨 *従来は、“有害”と明確に判断できないコンテンツだが、本白書では規制対象とされている。	・ポルノにアクセスする子供 ・不適切なコンテンツにアクセスしている子供（ソーシャルメディアを使用している13歳未満及びデートアプリを使用している18歳未満、不適切なアプリ使用やウェブサイト閲覧に過剰に時間を費やしていることを含む）

C 企業の義務

C 企業の義務 ① 義務の枠組み

義務の目的

オンラインサービスの利用者の安全性を向上させ、それらのサービス上のコンテンツや活動の直接的な結果として他の人々が危害を受けることを防ぐ

対象となる企業の義務

項目	内容
リスク評価	自社サービスに関連するリスクを評価し危害が発生するリスクを低減するため合理的な措置を講じること - 発生する危害のリスクと重症度、ユーザーの数、年齢、プロフィール、企業の規模などから評価 - 検索エンジンは、そのサービス全体で被害が発生するリスクを評価
安全なサービス設計	自社サービスにおけるユーザーの安全性を向上させるシステムやプロセスを導入すること - 違法なコンテンツを認識し、ブロックまたは削除 ※政府が、企業が参照可能な安全設計ガイドライン（の枠組み）を2021年春までに策定予定
表現の自由への配慮	リスク評価の一環として、また、サービスにどのような安全システムやプロセスを導入すべきかを決定する際に、オンラインでの表現の自由を含む利用者の権利を考慮すること
報告・救済の仕組み	企業は効果的でユーザーが利用しやすい報告・救済の仕組みを持つこと（以下が含まれる可能性） - コンテンツの削除 - 違反したユーザーに対する制裁 - 不正なコンテンツの削除や制裁の取り消し - 調停 - 企業のプロセスや方針の変更など
透明性の確保	- 有害コンテンツに関する企業の利用規約の透明性と一貫性を確保すること 透明性レポートを発行すること（カテゴリー1のサービスを提供している企業のみ）
行動規範の遵守	Ofcomが発行する行動規範を遵守するか、同等又はより効果的な対応を取る必要がある

- 企業への期待は、リスクやコンテンツ・行為の種類、企業のリソースに比例したものとなる
（例：小規模でリスクの低い企業は、問い合わせ用のメールアドレスを提供するだけでよいかもしれないが、リスクの高い機能を提供する大企業は、より充実した対策を提供することが期待される。）
- ユーザーへの金銭的な補償は要求されない（既存の法的責任に基づく場合を除く）

C 企業の義務 ②段階的規制

段階的規制の概要

- すべての企業は、違法なコンテンツ・行為に関して措置を講じる必要がある
- すべての企業は、子供が自分のサービスにアクセスする可能性を評価する必要がある
 - 子供が自分のサービスにアクセスする可能性が高いと評価した場合、子供に追加の保護を提供
- カテゴリー1のサービスを提供している企業のみが、「成人がアクセスする場合合法であるが有害なコンテンツや活動」に関して措置を講じる必要がある

カテゴリー	カテゴリーの概要	措置をとる必要があるコンテンツの種別		
		①違法	②合法だが子供に有害	③合法だが成人に有害
カテゴリー 1	リスクが高くリーチ力のある少数のサービス	○	○ (子供がアクセスする可能性が高い場合)	○
カテゴリー2	大部分のサービス	○	○ (子供がアクセスする可能性が高い場合)	×

○：注意義務有、×：注意義務なし

カテゴリー1のサービスの決定

- 合法であるが有害なコンテンツを通じて、成人に危害が発生する重大なリスクにつながる要因（以下）を定める
 - サービスのオーディエンスの数
 - サービスが提供する機能
- 政府は各要因の閾値を決定して公開
- Ofcomは閾値について、政府に拘束力のないアドバイスを提供する必要がある
- 閾値に関する最終決定は政府が行う
- Ofcomは、両方の閾値を満たす全サービスをカテゴリー1サービスとして指定・公開

カテゴリー 1 サービスの更新

- Ofcomは、閾値に達したサービスのリストへの追加/閾値を満たさなくなったサービスのリストからの削除が可能
- 企業が、自社サービスが誤ってカテゴリー1として指定されていると認識した場合、上訴可能。
- Ofcomは、閾値の変更が必要であると判断した場合、政府に助言可能

C 企業の義務 ③パブコメ結果(1)

論点	項目	内容
注意義務と規制の枠組みの原則	白書	● 企業がユーザーの安全に対してより多くの責任を負うようにするために、新たな法的注意義務を設ける ● 注意義務は、リスクに基づいた比例したものであり、個々のコンテンツではなくシステムやプロセスに焦点を当てる ● 表現の自由とプライバシーに対するユーザーの権利、イノベーション、中小企業の保護など、重要な原則を規制の枠組みに適用
	パブコメ結果	● 多くの利害関係者は、このアプローチを歓迎し、効果的で将来に備えた枠組みを支えることになる」と指摘 ● 業界からは、特に中小企業のために、実際にはどのように比例するのか、また、柔軟性と注意義務が企業に何を要求するのかについての確実性とのバランスのとり方について、より大きな安心感と確実性を求める声 ● 権利団体や業界は、安全性と表現の自由とのバランスについて、特に合法的ではあるが有害なコンテンツとの関係で、より確実性を提供する必要性を強調
	最終的な政策方針	● より明確性と目標とする有効性を提供するために、注意義務を洗練 ● 個人に害を及ぼす可能性のあるコンテンツや活動を対象とする ● 偽情報や誤情報に取り組むための行動を促進する目的の追加規定を導入
段階的規制	白書	● 対象のサービスについて、違法なものと、合法ではあるが有害なコンテンツや活動への対応を求める ● オンライン上で子供の安全を確保することに重点をおく
	パブコメ結果	● 有害性の範囲が広いことへの懸念が指摘され、より明確化を求め、特に合法だが有害なものを特定することに内在する主観性が強調された ● 多くの回答者は、合法ではあるが有害なコンテンツが規制範囲となることに異議を唱えた ● オンラインでの表現の自由に影響を与えるのではないかという懸念 ● 回答者は、子供の保護へのアプローチを歓迎
	最終的な政策方針	● 違法なコンテンツと、合法だが有害なコンテンツに対する差別化されたアプローチ（当初の立場）を発展 ● カテゴリ1のサービスを提供する企業のみが、成人にとって合法だが有害なコンテンツに対応する必要 ● 対象となるすべての企業は、子供が自社のサービスにアクセスする可能性があるかどうかを評価し、その可能性がある場合には、年齢的に不適切で有害なコンテンツへのアクセスを防ぐための合理的な措置を含め、自社のサービス上で子供を保護するための措置を講じることが期待される

C 企業の義務 ③パブコメ結果(2)

論点	項目	内容
テクノロジーによる児童の性的搾取および虐待のコンテンツ・行為の特定	白書	一部のプライベートチャンネルは規制の対象となるが、企業はプライバシーの重要性を反映して、これらのサービス上の違法コンテンツをスキャンしたり、監視したりする必要はない
	パブコメ結果	- 産業界や市民の自由を守るグループは、ユーザーのプライバシーを保護するために、プライベートな通信は対象外になるか、非常に限定的な要件の対象になるべきと主張 - 一部のオンライン安全組織や子供の慈善団体は、プライベートなチャンネルでは子供への有害な活動のリスクが高いため、プライベートチャンネルも適用範囲に含めるべきと主張
	最終的な政策方針	パブリックチャンネルと、プライベートチャンネルの両方に監視の義務を適用 - 企業は、企業のシステムやプロセスが利用者のプライバシーにどのような影響を与えるか理解できるようにする - 規制当局は、違法な児童の性的搾取や虐待等のコンテンツを特定するために、精度の高い自動化テクノロジーを使用することを企業に要求する権限を持つ - 政府は、「被害を軽減する目的を達成できる代替手段がなく、ユーザーの権利を保護するための厳格な法的保護措置が講じられている場合」にのみ、テクノロジーが使用されることを保証
テクノロジーによるテロコンテンツ・行為の特定	白書	- 企業に不釣り合いな負担を強いることになり、表現の自由やユーザーのプライバシーに関する懸念が生じるため、企業にオンラインサービスの一般的な監視を強制することはない - 違法コンテンツの存在を知り、かつ適切な時期にサービスから削除しなかった場合にまで、違法コンテンツに対する責任を制限する欧州連合のeコマース指令と互換性のある方法で、オンラインサービスの責任を拡大する - 国家安全保障や子供の身体的安全が脅かされる場合には特定のカテゴリーに対して監視を義務付ける
	パブコメ結果	一般的な監視の禁止を含め、eコマース指令に定められた既存の仲介者責任規定の維持を歓迎
	最終的な政策方針	パブリックチャンネルに監視の義務を適用。企業がサービス上の違法コンテンツに気付いた場合、速やかに削除しなければ責任を負う可能性 - 規制当局は、「利用可能な唯一の効果的かつ適切で必要な措置」であり、かつ、「利用可能なツールが違法コンテンツのみを識別する精度が高く」、「合法的なコンテンツの人間によるレビューの必要性を最小限に抑えることができる」場合に企業がテクノロジーを使用しテロコンテンツを識別し、削除するよう要求する権限をもつ - 使用されるテクノロジーは非常に正確で、テロリズムに関連する犯罪を構成しない違法コンテンツを特定しないこと。上記の児童の性的搾取および虐待に関する要件にも同様に適用

C 企業の義務 ③パブコメ結果(3)

論点	項目	内容
データの保持と法執行機関への報告	白書	● 規制当局は、企業が削除後、どのようなコンテンツをどのくらいの期間保存すべきかについて、行動規範の中で具体的なガイドラインを提供する ● 規制当局は、企業が特定の違法コンテンツについて、法執行機関やその他の関連政府機関に積極的に警告を発するべき時期についてのガイドラインを提供する
	パブコメ結果	● National Crime Agency や National Centre for Missing and Exploited Children などの利害関係者は、児童搾取や性的虐待のコンテンツについて、新たに義務的な報告要件を設け、報告を増やし、対処法を標準化すべきと主張 ➢ 法執行機関が児童の性的搾取や虐待の犯罪者に取り組み、英国やその他の地域で被害者を保護する能力が向上
	最終的な政策方針	● 企業は、法執行の目的のために児童の性的搾取および虐待データを保持するよう奨励される。 ● オンライン安全法案では、データを保持するための要件は導入されないが、政府は別の法律でこの要件を導入することを検討。 ● 政府は、生命への脅威や差し迫った攻撃の危険性があると判断した場合、企業がサービス上のテロリストのコンテンツや活動を法執行機関に報告することを期待 ● 政府は、規制当局と協力して、このような報告を奨励し、どのような方法で報告するのが最善か、どこに報告するのがよいかについての明確なガイドラインを企業に提供 ● オンライン安全法案は、企業がこのデータを報告し、保持することを法的に義務付けない

D 規制当局

D 規制当局 ①体制等

規制当局

Ofcomを独立した規制当局として想定

ガバナンス

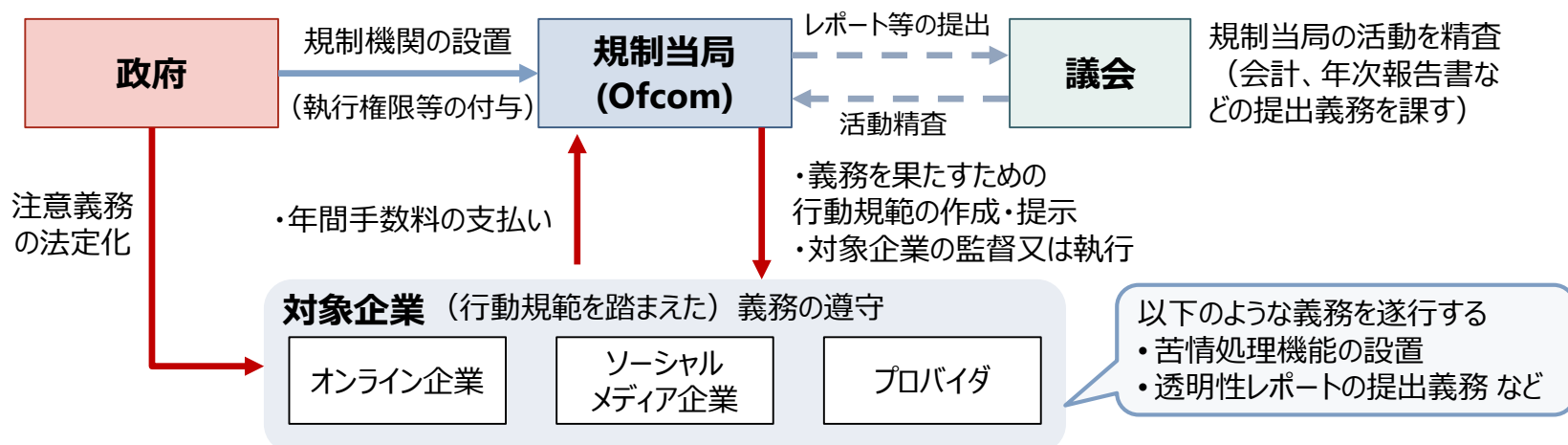
- 政府は、行動規範の作成や年間手数料の徴収に関する閾値の設定等、規制の政策意図を維持する手段を有する
- DCMS大臣はOfcomに対して以下の権限を有するが、運用上の問題に踏み込む等、Ofcomの独立性を妨げることはしない
 - 規制の範囲や行使についての明確なガイドライン（議会で承認）を発行する
 - オンライン被害規制に関連した戦略的優先事項の声明（Ofcom等、関係者と協議を経る）を出す
 - Ofcom理事会のメンバーを選任する

議会への説明責任

- Ofcom は、年次報告書と決算書を議会に提出し、特別委員会の精査を受ける
- DCMS大臣は、発効後 2～5 年後に制度の有効性の見直しを行い、報告書を作成して議会に提出する。議会は、報告書の調査結果について議論する機会を持つ

規制当局の活動資金

- **グローバルでの収益が一定の閾値以上の企業に対し、Ofcomへの届出と年間手数料の支払いを要求**
 - 閾値は、産業界との協議に基づきOfcomが設定し、大臣の承認が必要
- 全企業が負担する手数料の総額は、オンライン被害規制の運営にあたりOfcomが負担する費用に比例
- 個々の企業が支払うべき金額は以下の2つの指標に基づき算出
 - グローバルでの年間収益
 - 企業の活動（サービスにおける特定機能の有無などを勘案し、詳細はOfcomが決定）



D 規制当局 ②機能

規制当局の 機能と義務

- 企業が注意義務を果たすために何をすべきか、**行動規範等を通じて定めること**
- **透明性、信頼性、説明責任の枠組み**の確立
- オンライン上での有害なコンテンツや活動、権利侵害、または企業が注意義務を果たさなかった場合に、**ユーザーが懸念を報告し、救済を求めるための効果的で利用しやすい仕組みを、すべての対象範囲内の企業に求めること**
- スーパークレーム(ユーザーやオンライン上の有害コンテンツによる被害者の代表組織がOfcomに懸念を注意喚起すること)の評価と対応
- ユーザーの懸念や体験を理解するための仕組みを作ること
- コンプライアンス違反があった場合、適切かつ適切な場合には、迅速かつ効果的な執行措置をとること
- 新興企業や中小企業の法的義務の履行に向けた支援を適切かつ効果的に行うための支援をすること
- オンラインの安全確保のための教育・啓発を推進すること
- ネット上の被害、個人や社会への影響、そしてその対策についての理解を深めるための調査をすること

※上記すべてにおいて、イノベーションに十分配慮する必要がある

※規制措置は規制の枠組みの原則（附属書A、下記）に沿って実施されるべきとされる

付属書Aの内容

項目	方針
ユーザーの安全性の向上	個人への被害を考慮したリスクベースのアプローチをとる
子供の保護	子供が利用するサービスには、より高いレベルの保護が求められる
透明性と説明責任	被害の発生と対応に関するユーザーの意識を向上する
プロイノベーション	イノベーションを促進し業務負担を軽減する
比例	被害の深刻度と利用可能な資源に比例して行動する
オンラインでの利用者の権利保護	表現の自由とプライバシーの権利を含む
システムとプロセス	個々のコンテンツに焦点を当てるのではなく、システムとプロセスのアプローチを取る

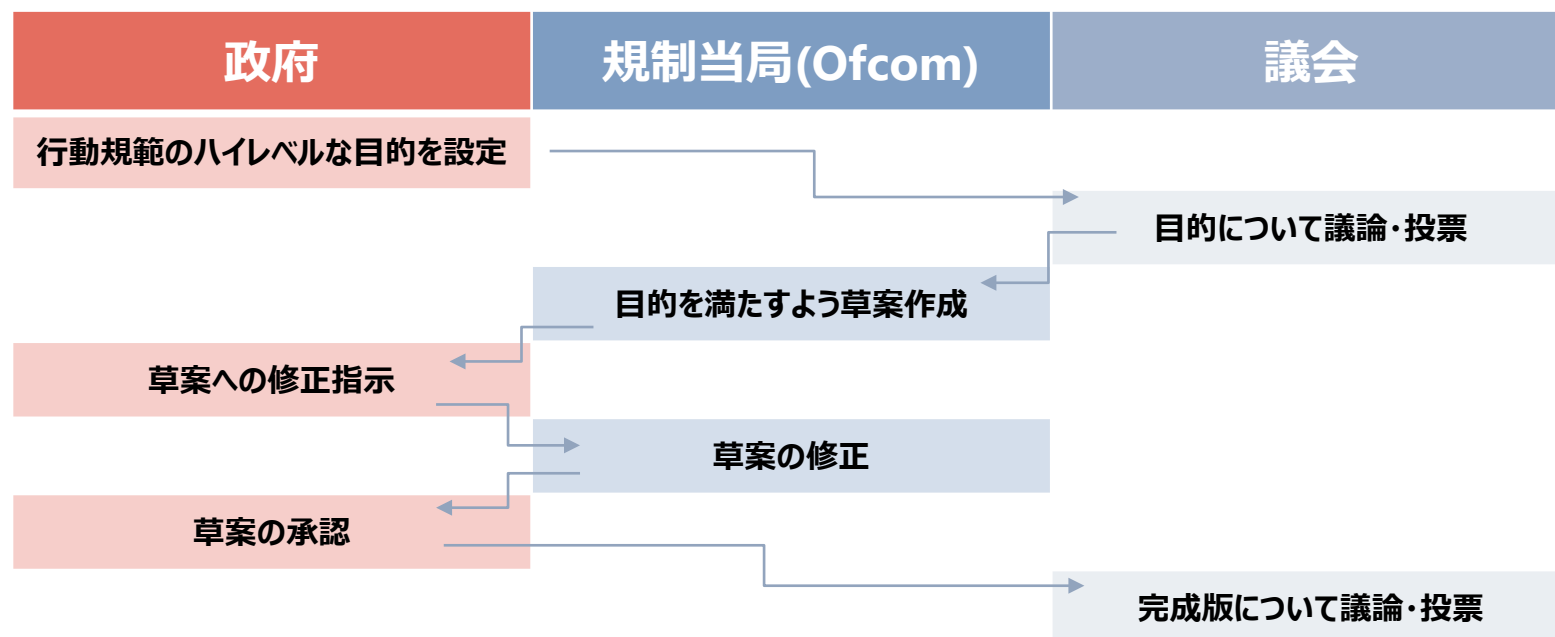
D 規制当局 ③行動規範

行動規範の作成

- Ofcomは、企業が責任を果たすために必要なシステム、プロセス、ガバナンスに焦点を当てた行動規範を作成
- Ofcomには以下の義務がある
 - 行動規範作成の際は、利害関係者と協議する義務
 - 新たな行動規範を作成する/既存の行動規範を改正する際は、影響評価を実施する義務
- 行動規範は、被害の種類ごとに作成されるわけではなく、どの行動規範を作成するかはOfcomが決める
 - ただし、**児童の性的搾取と虐待や、テロに関するコンテンツについては、特例的に個別の行動規範**が存在
→政府において暫定版を公表済み

行動規範の作成フロー

行動規範の作成フロー



D 規制当局 ④透明性レポート（再掲）

透明性レポート の作成

- **カテゴリ 1 サービスを提供する企業に**、当該サービスにおけるオンライン上の被害に取り組む措置についての情報を含む**透明性レポートの発行を義務付け**
- DCMS大臣は、透明性報告書の発行を義務付ける企業の範囲を、カテゴリ1の企業に限らず、拡大する権限を持つ
- 透明性の報告要件は企業の種類によって異なるため、Ofcom は、企業が報告書に含める必要がある情報を決定する際に、企業のリソースとキャパシティ、サービスの種類、利用者を考慮し、決定する
- Ofcomは、**企業が作成した報告書から得られた主要な知見や洞察を取りまとめ、ベストプラクティスを含めて独自の年次報告書を作成する責任を負う**

透明性レポートに 記載する情報

政府が設置した**透明性ワーキンググループの議論**を踏まえ、以下の情報を記載することを推奨

- 規制当局の行動規範を反映した、会社独自の関連条件の実施に関する情報
- 有害なコンテンツや行為を報告するために会社が実施しているプロセス、報告を受けた件数、およびその結果として取られた措置についての情報
- 違法・有害なコンテンツや活動に対処するためのプロセスやツールについての情報
- コンテンツの削除、アカウントのブロックや削除の決定が十分に根拠のあるものであること
 - 特に自動化されたツールが使用されている場合には、利用者に効果的な異議申し立て手段を提供していることを確認し、基本的な権利を維持・保護するための措置と保護措置についての情報を提供
- 英国の法執行機関やその他の関連政府機関、規制機関、公的機関との協力の証拠に関する情報
- 市民社会や中小企業等との連携を含めたユーザー教育・啓発支援やユーザーのメディアリテラシー強化施策の説明
- 有害なコンテンツや活動を管理するためのツールの説明
- オンラインサービスの設計、開発、更新の段階で、リスクを評価するために実施しているプロセスと手順についての情報
- プラットフォームに子供がアクセスする可能性がある場合、子供へより高いレベルの保護を提供することを含め、企業がオンライン被害に取り組み、オンライン被害の枠組みの下での義務を果たすために取っているその他の措置についての情報

D 規制当局 ⑤情報収集と調査/ユーザー救済

情報収集と調査に係る権限

- Ofcomは、企業が規制を遵守していない可能性を示唆する合理的な理由がある場合、以下の追加権限を行使可能
 - 企業の構内に立ち入り、文書、データ、機器を調査する権限
 - 従業員に聞き取り調査をする権限
 - 特定の懸念事項について、専門家による報告書の作成を企業に要求し、その費用を支払わせる権限

研究者による企業データへのアクセス

- Ofcom は、オンライン被害に関する調査を支援するために、独立した研究者に企業データへのアクセスと、オンライン被害についての機会、課題、および現実性に関する報告書を提供することが求められる
- 報告書の一環として、Ofcom は、企業および研究者がどのようにオンライン被害を解決すべきかについてのベスト・プラクティス・ガイドラインを作成する。作成にあたっては、企業、学術関係者、情報長官室、データ倫理・イノベーション センター、英国研究・情報センターなど、幅広いステークホルダーと協議することが求められる

ユーザーの保護

- **ユーザーは、懸念事項を企業だけでなく、Ofcomにも報告可能**
 - Ofcomは、個々のケースについて調査したり、仲裁したりすることではなく、自身の調査や監督・執行活動にユーザーの懸念を反映する
- Ofcom はまた、ユーザー保護のための継続的な仕組みを確立する法的義務を負い、適切な保護の仕組みを決定する裁量権を有する
(保護の仕組みの例：専門家パネル、調査研究、ユーザーパネル、フォーカスグループ)
- Ofcomは、議会への年次報告書の中でユーザー保護活動について報告することが求められる

スーパークレーム

- スーパークレーム機能は、**ユーザーを代表する組織や、オンライン上で有害なコンテンツや活動の影響を受ける人々**（例えば、児童の性的搾取や虐待の被害者）が、**体系的な問題に関する懸念をOfcomに警告する手段を確保する機能**
- Ofcom は、多数の利用者または特定の利用者グループに危害を与えている、または危害を与えるおそれのある問題の証拠があるスーパークレームを受理する
- スーパークレームは、以下の要件を満たす必要がある
 - 特定のコンテンツの問題ではなく、企業が実施しているシステムやプロセスに焦点を当てていること
 - 複数のサービスにまたがって発生している問題に焦点を当てていること
 ※ただし一部のサービスの優位性を考慮し、例外的な状況下では、1つのサービスへのスーパークレームが認められる

D 規制当局 ⑥執行

規制当局の 執行権限

- コンプライアンス違反を通知・公表する権限
- 最高1800万ポンドまたは世界の年間売上高の10%のいずれか高い方の罰金を科す権限
※規制当局は、罰金算定方法についてガイドラインを公表予定
- 事業中断措置（レベル1）：
 - 違反企業が英国の利用者にサービスを提供することを商業的に困難にする措置をとる権限
 - プロバイダに対し、当該企業の主要サービスへのアクセス停止を求める権限
 - プロバイダが従わない場合、規制当局は裁判所の命令に基づき強制可能
- 事業中断措置（レベル2：注意義務の重大な不履行がある場合）
 - インターネットインフラプロバイダ*にサービス提供停止を要求し、違反企業のサービスの英国内でのアクセスをブロックする措置をとる権限
 - 規制当局は、オンライン上での表現の自由を守るため、レベル2の制裁のためには事前に裁判所の許可を得る必要

*インターネットインフラプロバイダ：ブラウザ、ウェブホスティング会社、アプリストア、オンラインセキュリティプロバイダ、インターネットサービスプロバイダなど

国際的な文脈で の執行

- Ofcomは、ある企業が英国のユーザーにサービスを提供している場合、世界のどこに拠点を置いているかに関係なく、その企業に対して執行措置を講じることが可能

代理人の指名

- 白書では、企業が英国または欧州経済領域の代理人を指名すべきであると提案
- パブコメにおいて、事業コストと運用への潜在的な影響（特に中小企業に対して）について懸念が提起された
- 政府は、**代理人の指名は求めないことを決定**
※Ofcomは、連絡先として機能するように、通知プロセスを通じて個人の名前を要求する場合あり

上級管理職の 責任

- 政府は、オンラインの危害に対して、規制当局からの情報要求に完全、正確、かつタイムリーに対応できなかった場合、上級管理職に対して刑事制裁を導入する権利を留保する
- この権限は、枠組みの影響のレビューに基づいて、規制の枠組みが発効してから少なくとも2年後まで導入されない
- 制裁措置は最後の手段であり、業界が責任を果たせなかった場合にのみ行使

D 規制当局 ⑦パブコメ結果(1)

論点	項目	内容
既存組織とするか新規組織とするか	白書	● オンライン被害規制は、独立した規制機関によって監督・規制 ● 規制環境を再構築することで重複のリスクを減らし、ビジネスへの負担を最小限に抑えられるかどうかを検討
	パブコメ結果	● 既存の規制制度と新しい規制制度の間に一貫性を持たせ、規制当局が効果的に機能する必要性が強調された ● 既存の規制当局と新規規制当局のメリットとリスクが強調された
	最終的な政策方針	● 2020年2月、政府はOfcomに独立したオンライン被害規制機関の役割を与えることを検討していると発表 ● 既存の規制機関に権限を与えることで、オンライン被害規制を迅速に導入可能
行動規範	白書	● 独立した規制当局が、企業が行動規範の中でどのように注意義務を果たせるかを定める
	パブコメ結果	● 行動規範が多すぎると混乱や重複を招き、リスクを嫌う企業によるコンテンツの削除に過度に依存するという主張が一部にあり
	最終的な政策方針	● 行動規範は、対象範囲内の企業が規制責任を果たすために必要なシステム、プロセス、ガバナンスに焦点 ● Ofcomは、児童の性的搾取と虐待、インターネットのテロリスト利用の防止に関するものを除いて、どの行動規範を作成するかを決定 ● 政府は、行動規範のハイレベルな目的を設定し、Ofcomによる草案作成の際に、行動規範がこれらの目的を満たすことを確認 ● Ofcomは、DCMSの大臣と内務大臣に最終草案を送る前に、ステークホルダーと協議 ● 大臣は行動規範の草案を拒否し、政府の政策に関連する理由でOfcomに修正を要求する権限を持つ ● 議会は行動規範の目的について議論し投票する機会を持ち、また、完成した行動規範は議会に提出される ● Ofcomが運用されるまでのギャップを埋めるため、政府は、オンラインテロリストや児童の性的搾取や虐待のコンテンツや活動に取り組む方法について暫定の行動規範を発表済み

D 規制当局 ⑦パブコメ結果(2)

論点	項目	内容
ガバナンス、機能、インフラストラクチャ	白書	● 規制当局を独立した機関とし、政府は、規制当局の独立性、公平性、能力、有効性について国民の信頼を得るための措置を講じる
	パブコメ結果	● 回答者のほとんどは、独立して権限を与えられた規制当局が制度を実現する上で重要だと回答 ● 規制当局のガバナンスの取り決めについては特に意見はなかった
	最終的な政策方針	● Ofcom の組織的独立性とガバナンスの取り決めを維持し、政府と規制当局の役割を明確に定義
議会への説明責任	白書	● 議会が規制当局の業務を精査できることが重要
	パブコメ結果	● 回答者は、議会による監視を強く支持 ● 多くの利害関係者は、議会が行動規範の起草における規制当局の独立性に干渉すべきではなと同意 ● 一部の回答者は、行動規範の見直しのための専門機関の設立を提言
	最終的な政策方針	● Ofcomは、その規制活動について議会に説明責任を負う
規制当局の資金調達モデル	白書	● 規制当局は中期的に産業界から資金を調達 ● 政府は、規制当局の活動資金調達のため、範囲内のサービスに対する手数料、賦課金などの選択肢を検討
	パブコメ結果	● 主に産業界は、資金調達が必要であるという点で大方合意 ● 中小企業の不必要なコストを最小限に抑え、海外に拠点を置く企業から拠出金を効率的に徴収するなど、比例的かつ実用的であるべきとの意見
	最終的な政策方針	● Ofcom に、オンライン被害規制の運営コストをカバーするための収入を産業界から調達する権限を付与
他の機関との協力	白書	● 政府と規制当局は、オンライン被害規制を成功させるため、国内外の多くの他の組織と緊密に協力（例：業界団体、他の規制当局、執行機関、海外の機関など）
	パブコメ結果	● 規制当局間の調整と協力に対する強い支持
	最終的な政策方針	● 政府は、規制当局が様々な組織と効果的に連携できるようにOfcomと協力

D 規制当局 ⑦パブコメ結果(3)

論点	項目	内容
イノベーションの推進	白書	● 規制当局がイノベーションに配慮し、規制市場内での競争を確保し、企業が規制当局とより効率的な連携方法を見出す支援をする法的義務を負うべき
	パブコメ結果	● イノベーションを支援するための政府の影響力と働きかけに対する意欲が大きいことが示唆された
	最終的な政策方針	● Ofcom は規制当局として、2003 年通信法第 3 条(4)項(d)に規定されているように、イノベーションを奨励し、関連市場での競争を促進することに、十分な配慮を払わなければならない、オンライン安全法案によって同様の義務が課せられる
透明性	白書	● 透明性、信頼、説明責任の発展が、新しい規制枠組みの重要な要素 ● 対象となる企業に、毎年の透明性レポートの発行を要請 ● 透明性レポートには自社のサービス上での有害なコンテンツや活動の蔓延状況や、対処措置についての情報を含む
	パブコメ結果	● 企業が自らの基準を実施し、表現の自由を守るための説明責任を果たすため透明性の重要性が強調された ● 業界からは、透明性の要件は（企業の規模等に）比例したものであるべきと提案
	最終的な政策方針	● 企業に透明性レポートの発行を要請 ● Ofcomは、企業が提供する必要のある具体的な情報を決定するための柔軟性を与える ● 政府は、透明性ワーキンググループにおいて将来の透明性の枠組みに関する提言を作成・公表済み
情報収集と調査	白書	● 透明性、信頼、説明責任の枠組みは、規制機関の情報収集・調査の権限に裏打ちされる
	パブコメ結果	● 企業が自らの基準を実施するための説明責任を果たすための透明性の重要性が強調された ● 多くの利害関係者は、企業が注意義務を果たしているかどうかを判断するために必要な権限を規制当局に与えることの重要性を認識しており、これらの権限は比例して使用されるべきと強調した
	最終的な政策方針	● Ofcomは、調査に必要な追加権限を含め、規制のため企業に追加情報を要求する権限を持つ

D 規制当局 ⑦パブコメ結果(4)

論点	項目	内容
ユーザー救済	白書	● 利用者が企業に救済を求める措置を確保することを約束し、スーパークレームの枠組みを提案 ● 利用者は懸念を規制当局に通報し、法的手続きにおいて規制当局の決定を利用できる
	パブコメ結果	● 有害なコンテンツを報告するための、効果的でアクセスしやすく透明性の高い仕組みを企業が持つことに圧倒的に同意（現在のプロセスでは不十分であることが多い） ● 子供を含む全ての利用者がアクセスしやすく、目立つようにする重要性を指摘
	最終的な政策方針	● 企業にユーザーからの報告を受け付け、ユーザを救済する仕組みを設けるよう要請 ● Ofcomは企業の仕組みを監督 ● Ofcomはスーパークレーム機能と利用者擁護の仕組みを確立
執行	白書	● 規制当局が、注意義務を履行しない企業に対して行動を起こすための様々な権限を持つ ● 権限はコンプライアンスにインセンティブを与え、比例した方法で使用されなければならない
	パブコメ結果	● 利害関係者から以下の要望 ➢ 規制当局が企業を監督し、助言を通じてコンプライアンスを支援した上で執行を開始すること ➢ 更なる強制執行措置の際は、比例的に、明確なプロセスを経るべき
	最終的な政策方針	● 政府は、執行内容について、より詳細な情報を提供（次ページ詳細）
上訴	白書	● 規制当局が権限の範囲内で公正に行動していることを確かめるため、企業やその他の個人は、高等裁判所を通じて、規制当局の行動や決定に対して司法的な見直しを求めることができる
	パブコメ結果	● 政府は、上訴の法的仕組みを追加すべきかどうか、誰がこれにアクセスできるべきか、このルートを通じた上訴の状況と基準はどうあるべきかについて協議 ● 回答は、司法審査に加えて法的仕組みを幅広く支持するものであり、手頃にアクセスできることに主眼
	最終的な政策方針	● 司法審査の原則に基づき、企業やその他個人は適切な法廷への上訴が可能 ● 政府は、上訴のための追加の法的仕組みの選択肢を検討

E 技術や教育による解決策

E 技術や教育による解決策 ① Safety Tech/Safety by Design

Safety Tech市場の重要性

- Safety Techとは、オンラインプラットフォームやサービスを利用する際の社会的被害からユーザを保護したり、被害が発生した際に発見し、緩和する技術のこと
- 2020年5月に発表された“Safer technology, safer users: the UK as a world leader in Safety Tech”報告書によると、
 - Safety Tech市場はここ数年で年間35%の成長率を記録しており、2020年代半ばに収益が10億 £ を超えると予測
 - 国際的には、英国企業は世界市場シェアの約25%を占める
 - 英国全土で約1,700人のフルタイム従業員を雇用

これまでの政府の取り組み

- Safety Tech分野を代表する団体である“ONLINE SAFETY TECH INDUSTRY ASSOCIATION”(OSTIA)の立ち上げを支援
- 2020年8月には、DCMSと国際貿易省は、輸出市場の開拓を支援するために、Safety Techを提供する英国企業のリストを発表

今後の取り組み

英国のSafety Tech分野のさらなる成長を支援するために、政府は以下を行う。

- Safety Tech事業者が協力して事業を推進するための**世界初のフォーラム“Safety Tech Innovation Network”を提供**
- オンライン被害に関するデータの活用方法をプロトタイプ化し、AIシステムの改善につなげ、市民により良い結果をもたらすために、新たに260万 £ のプロジェクトを実施
- Safety Techの認知度を高め、最高のSafety Techを潜在的な購入者に紹介するために、Safety Tech会議やエキスポなどのイベントを開催
- 優先的なSafety Tech輸出市場への貿易ミッションの開催を支援
- OSTIAとの協力を含め、Safety Techの革新、採用、促進の機会を特定するために、セクターを超えて協力
- オンラインでの安全性に関するベストプラクティスを、技術規範のような政府の技術の購入、構築、再利用に関する基準やガイドラインに盛り込む方法を検討
- Safety Techセクター戦略を策定し、今後のセクター支援の優先順位を決定

Safety by Designアプローチ

- Safety by Designとは、サービスの設計段階からユーザーの安全性を考慮し、安全な設計にすること
- 政府は、**Safety by Designアプローチに関するガイドラインの枠組み(以下を含む) を2021年春までに策定予定**
 - 製品の設計と開発作業の指針となる高レベルの設計原則
 - より安全な設計の選択と効果的な安全機能を実施するための実践的なガイドライン
 - サービスデザインの成功事例・事例紹介

[参考] Safety Techの分類

- 2020年5月に発表された”Safer technology, safer users: the UK as a world leader in Safety Tech”報告書では以下の通りSafety Techを分類している。

レベル	アクティビティ	テクノロジーの効果
システムレベル	違法な画像の自動識別と削除	● 既知の違法な児童の性的搾取と虐待（CSEA）およびテロリストのコンテンツ（特に画像とビデオ）の特定と削除
プラットフォームレベル	人間のモデレーターのサポート	● 有害または違法なコンテンツまたは行動（例：身だしなみ、ヘイトクライム、嫌がらせ、自殺念慮、ネットいじめ、自傷行為または自傷行為の擁護）の検出、自動フラグ付け。 ● モデレーターが有害なコンテンツを見る機会の削減
	年齢に適したオンライン体験を可能にする	● 子供の有害なコンテンツへの露出を制限するための年齢保証および年齢確認サービス
デバイスまたはエンドポイントレベル	ユーザー保護	● ユーザーを危害から保護するためにデバイスにインストールできるデバイスベースの製品
	ネットワークフィルタリング	● 有害であると認識されたコンテンツをブラックリストに登録したりブロックしたりすることで、コンテンツを積極的にフィルタリングする製品またはサービス
情報環境レベル	偽情報の特定と軽減	● ファクトチェックと偽情報の混乱を提供することによる、虚偽の、誤解を招く、および/または有害な説明によるコンテンツのフラグ付け（信頼できるソースへのフラグ付けなど）。

出所) <https://www.gov.uk/government/publications/safer-technology-safer-users-the-uk-as-a-world-leader-in-safety-tech/safer-technology-safer-users-the-uk-as-a-world-leader-in-safety-tech>

E 技術や教育による解決策 ②メディアリテラシー

メディアリテラシーに関する Ofcomの役割

- Ofcom は、2003 年通信法第 11 条に基づき、メディアリテラシーを促進するため法定義務を有する
 - 現在、メディアリテラシー調査およびオンライン調査プログラム「Making Sense of Media」を通じて実施
- オンライン被害規制は上記の法的義務に基づいており、Ofcom は以下のことが可能
 - 調査を通じて、一般市民のメディアリテラシーに関する知識とスキルの理解を促進し、最も必要とされている主要なギャップとグループを特定し、一般市民が最新の情報にアクセスできるようにする
 - サービスの設計が利用者のメディアリテラシーをどのように強化するかについての理解を深める
 - 国民の意識とオンラインの安全性を高める教育的な取り組みを開発し、他の人に奨励
 - メディアリテラシー評価フレームワークの開発と維持を通じて、メディアリテラシーイニシアチブの評価を支援し、奨励
- Ofcom は、メディアリテラシーを向上させる必要がある分野を特定した場合に、さまざまなイニシアチブを実施可能
 - コミュニケーション・キャンペーン、ターゲットを絞った介入の試行、コミュニティの主要サービス（支援ワーカー、コミュニティ・リーダーなど）へのトレーニングの提供などを含む
- Ofcom は、**業界の活動や教育・啓発への支出、メディアリテラシーに対するサービス設計の影響を監督**する（透明性報告の枠組みを通じて実施）
 - 対象となる企業は透明性レポートにおいて教育・啓発活動の報告を求められる可能性
- Ofcom は業界の活動を監督するが、業界の支出や活動を指示する権限はない

メディアリテラシーに関する 政府の役割

- 政府は、**子ども、若者、成人を対象とした新しいオンライン・メディア・リテラシー戦略を2021 年春に公表予定**
 - 子どもと若者がメディアリテラシーへの理解を深めデジタル・スキルを強化し、オンラインの危険増加とのバランスをとることを目的
 - 親が子どもの世話をしながらスキルを向上させることで、オンラインでの有害な活動のリスクをよりよく理解し、防ぐことができるように支援
 - さまざまなグループに合わせた成果を提供するように設計
 - ユーザーのプライバシー設定とオンラインでの活動管理を支援することに焦点
 - 利用者がオンラインで出会うコンテンツ（偽情報や誤情報を含む）について批判的に考えることを支援
 - サービスの利用規約やモデレーティングプロセスが有害なコンテンツに対処するためにどのように利用できるかを知る
 - サービス設計が利用者のメディアリテラシー能力を強化することを確実にするために、産業界からのアクションの重要性を認識
 - Ofcom の「Making Sense of Media」プログラムを含むメディアリテラシーに関する活動を補完

E 技術や教育による解決策 ③パブコメ結果

論点	項目	内容
Safety Tech市場	白書	● 英国をSafety Techの世界的リーダーとして位置づける政府の野心を示した ● Safety Tech部門の能力と可能性を評価し、AIの使用が安全で倫理的であることを保証しながら、組織がAIソリューションを開発するためにトレーニングデータに安全にアクセスできる方法を探る具体的な行動を提案
	パブコメ結果	● 政府は、Safety Tech部門の成長の可能性を理解するために、産業界や市民社会の幅広いステークホルダーと協議を行った。主なテーマは、政府が以下のような機会を提供すること ➢ AIの訓練用データセットへのアクセス改善 ➢ 新興の英国Safety Techセクターの国際貿易の拡大や資金源へのアクセス改善 ➢ Safety Techセクター内やより広範な技術セクターとの連携のためのネットワーク強化
	最終的な政策方針	● 政府は、英国のSafety Techエコシステムに関する詳細な分析“Safer technology, safer users: the UK as a world leader in Safety Tech”を発表し、Safety Techの世界的リーダーを目指す対策パッケージを発表
Safety by Design	白書	● 政府は、オンライン製品やサービスの設計、開発、更新の際に、スタートアップ企業や中小企業が安全性をより簡単に組み込めるようにするため、設計による安全性の枠組み開発を約束
	パブコメ結果	● 利害関係者からは、オンライン製品やサービスの設計・開発段階で組織がユーザーの安全性を考慮することで、安全性の基準が改善されるという幅広い同意と認識が表明された。 ● Safety by Designアプローチの目的をより具体的に示す必要性と、企業への支援の必要性が強調された
	最終的な政策方針	● 政府は、オンライン製品やサービスのより安全な設計支援に引き続きコミット ● 政府は、Safety by Designアプローチに関するガイドラインの枠組みを2021年春までに策定予定
メディアリテラシー	白書	● 政府は大人と子供のためのオンラインメディアリテラシー戦略の開発を約束。 ● 業界と政府は、ユーザーにオンラインの安全性を管理する権限を与える責任を共有 ● 規制当局は、業界の活動を監視し、教育と意識向上、オンラインメディアリテラシー促進に責任を持つよう明記
	パブコメ結果	● 一部の回答者は、規制当局が教育・啓発に役割を持つべきではないと回答 ● 他の回答者は、規制当局の具体的な活動として、業界の活動や支出を監督すること、教育・啓発活動の評価フレームワークを作成すること、オンラインの安全性に関する意識の向上を促進することなどを提案
	最終的な政策方針	● 政府は、2021年春にオンラインメディアリテラシー戦略を発表予定